

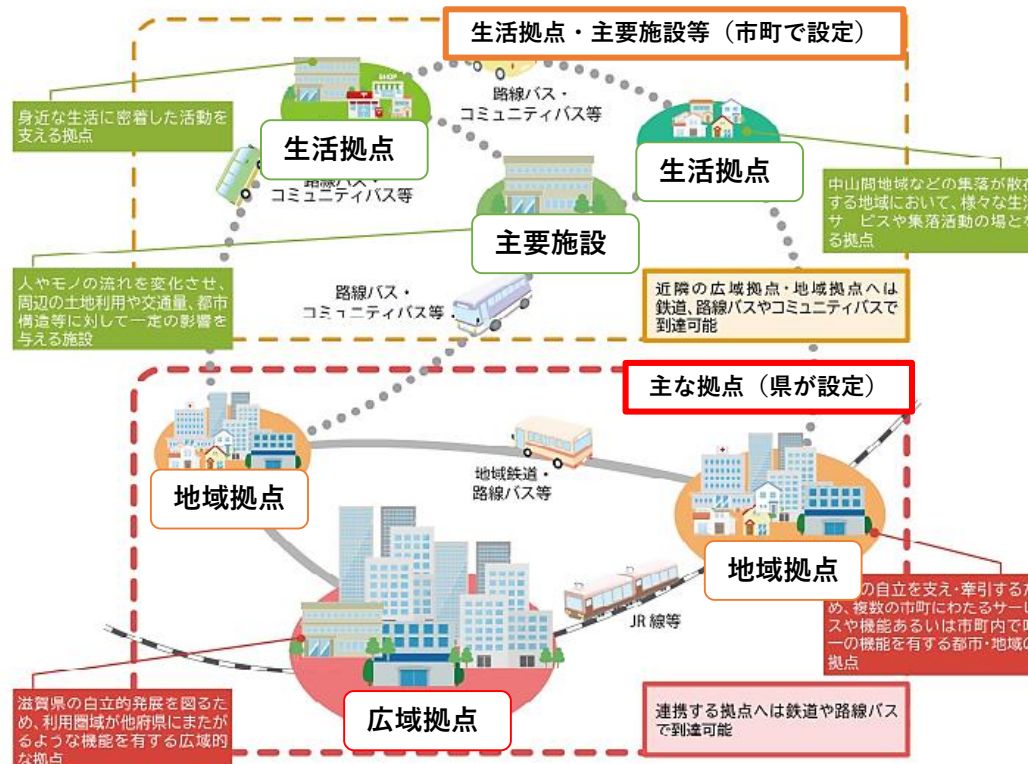
拠点連携型都市構造について【滋賀県都市計画基本方針：抜粋】

5 目指すべきまちづくりの方向性

5-1 拠点連携型都市構造への転換

◎低密度な拡散型の都市構造から、既存のストックを活かす視点を重視し、持続可能で質の高い都市構造への転換

- ・ 様々なサービス機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通サービスで結ぶ「**拠点連携型都市構造**」の実現
- ・ 規模の異なる多様な拠点間を公共交通ネットワークで結ぶことで、医療・福祉、教育、商業、防災等の**都市機能を補完**
- ・ **都市計画と公共交通の連携した取組により好循環**が生み出され、持続可能で質の高い都市構造が形成



「主な拠点」の設定について【滋賀県都市計画基本方針：抜粋】

【凡例】

- **主な拠点**
- 拠点要件を満たすが主な書店と近接するため選出されなかった拠点
- 公共交通軸（鉄道）
- 公共交通軸（鉄道以外）



- 市町境
- 高速道路
- 一般国道
- - - 鉄道(JR幹線)
- - - 鉄道(JR)
- 鉄道(私鉄)
- IC
- 駅



未分類

表 6-1 主な拠点の考え方

主な拠点（県が設定）

	主な拠点	拠点のイメージ
○広域拠点	・滋賀県の自立的発展を図るため、利用圏域が他府県にまたがるような機能を有する広域的な拠点	・国際化、情報化の進展に対応した中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、国際交流、商業等の都市機能の集積する地域 ・他府県にまたがる広域的な移動を可能とする鉄道等に接続された地域
○地域拠点	・地域の自立を支え・牽引するため、複数の市町にわたるサービスや機能あるいは市町内で唯一の機能を有する都市・地域の拠点	・都市・経済活動を支える行政、医療、教育、文化、商業等の機能を有し、不足する機能は拠点間で連携して補完する地域 ・地域間移動を可能とする鉄道や主な拠点間を結ぶバス路線で接続された地域

「主な拠点」については、市町の都市計画マスタープランや立地適正化計画の改訂等を踏まえて、今後、必要に応じて適宜見直しを行う。

○公共交通軸の考え方

抽出する公共交通	イメージ
他府県にまたがる広域的な移動手段として、大量輸送性、速達性、定時性を有する交通機関	JR線等
主な拠点(広域拠点、地域拠点)を結ぶ基幹となる交通機関	地域鉄道、地域間幹線系統路線など行政区域をまたいで運行されている路線バス等

図 6-3 主な拠点と公共交通軸の設定

コンパクト・プラス・ネットワークの強化【国土交通省資料：抜粋】

Ⅲ. 令和8年度 都市局関係概算要求 主要事項

1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は636となった（令和7年3月末）。更なる計画作成を推進するとともに、市町村における計画の評価・見直しの実施を国として促進する。

具体的には、立地適正化計画の実効性を一層高めるため、まちづくりの健康診断のデータを、計画未策定自治体を含めた各市町村に提供するだけでなく、各都道府県にも提供し、広域調整主体である都道府県による市町村域を越えた連携を後押しするほか、関係人口（就業者、滞在者等）創出に寄与する業務機能の集積を促進する。

施策の概要

立地適正化計画の現状の成果と課題

- 計画作成数は順調に増加
⇒作成の必要性が高い市町村でも取組が進んでいない事例
- 居住と都市機能の誘導区域内への誘導は、概ね7割の市町村で達成
⇒評価や見直しを実施していない市町村が存在
統一的な評価方法が必要

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

立地適正化計画による取組を充実させるとともに、災害に強い国土・地域づくりの観点も踏まえて広域的な都市圏のコンパクト化を進める。

地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

利便性の高い楽しく暮らせる持続的なまちにするため、まちなかに業務機能（オフィス・研究施設等）を始めとした様々な機能を集積させることにより「稼ぐ力」、「イノベーション創発」、「地域の活力・にぎわい」等の創出を図るとともに、市町村域を越えた広域連携を推進することにより広域的な都市圏のコンパクト化に取り組む。

立地適正化計画の今後の取組の方向性

- 必要性を踏まえた更なる裾野拡大
適切な評価に基づく計画見直しの推進
- 広域調整主体である都道府県による
市町村域を越えた広域連携の強力な推進
- 都市の関係人口を含めた
都市の持続可能性の確保の推進

「稼ぐ力」
「イノベーション」
「広域連携」



立地適正化計画の高質化（国による推進策）

持続可能な都市構造の実現に向けた、

- ① まちなかにおける業務施設等の立地促進
- ② 市町村域を越えた広域連携の強力な推進
- ③ 市町村による計画作成と適切な評価・見直しに対する継続的な支援
- ④ 適切な都市機能の集積の推進

目指す持続可能な都市構造

計画の作成・見直し

都市機能、居住の誘導とネットワークの維持・向上

誘導施策の実行
不断の評価・点検

持続可能な都市構造の実現

「コンパクト・プラス・ネットワーク」

目指す持続可能な都市構造



市町村域を越えた広域連携の協力的な推進【国土交通省資料：抜粋】

1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

(2) 市町村域を越えた広域連携の強力な推進

立地適正化計画の実効性を一層高めるためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。一方で、広域連携を進めるに当たっては市町村間での合意形成にハードルがあるため、これを克服するための取組を国として推進する。更に、都道府県が広域連携に積極的に関与し、広域的な立地適正化の取組を行う場合に支援を強化する。

先導的まちづくり調査	調査	3.3億円(1.10倍)
コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費	補助等	6.3億円(1.20倍)
都市構造再編集中支援事業	補助	814.8億円(1.16倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業	社総交	5,862億円の内数
	防交交	10,185億円の内数 等

広域的な立地適正化の取組の更なる推進

- EBPMアクションプラン2024に基づく広域連携まちづくりの効果・課題を検証・分析し、市町村域を越えた広域連携まちづくりを推進する。
- 持続可能な都市構造の実現に向けて、CO2排出量の状況および業務施設等が持つ役割を分析し、その成果をまちづくりの健康診断等で横展開することで、広域における立地適正化計画の高質化や広域連携の強力な推進につなげる。【先導的まちづくり調査】

- 広域連携を推進するため、都道府県による広域的な立地適正化の方針の作成に対する支援を強化する。

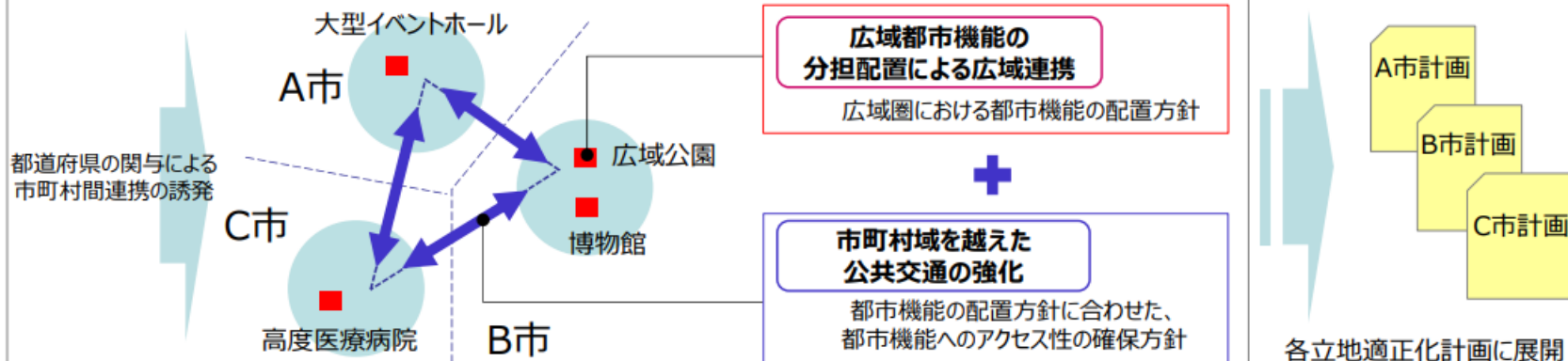
【コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費】



- 都道府県が作成した広域的な立地適正化の方針に基づく都市機能の整備等への支援を推進する。

【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業】

都道府県が作成する広域的な立地適正化の方針のイメージ



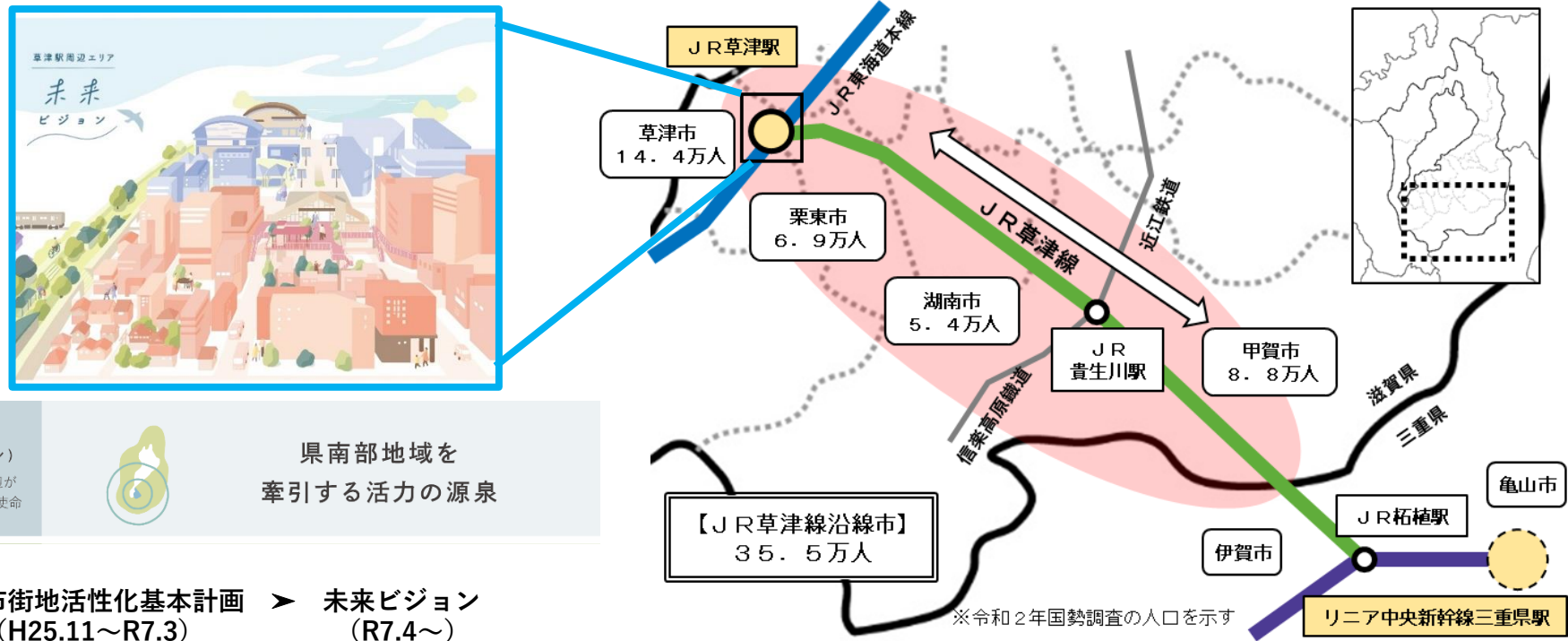
草津線を活かした広域連携まちづくり【草津市提供資料】

- ・令和7年3月策定の「草津駅周辺エリア未来ビジョン」において、今後の人口減少・超高齢社会の進展を見据え、草津駅周辺エリアの果たす役割を「**県南部地域を牽引する活力の源泉**」と設定。
- ・将来のリニア三重県駅との接続を見据えつつ、JR草津線沿線市町に対し、草津線利用促進に向けた都市構造の転換に向け、草津線を活かした「草津線沿線まちづくり」を呼びかけ。
- ・草津駅を拠点駅としつつ、沿線各駅が相互補完する都市構造により、「鉄道」を軸とする広域沿線都市圏を検討
- ・『滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会※①』に、「草津線沿線まちづくり勉強会※②」を発足予定

※①滋賀県、草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、日野町、伊賀市により構成

※②「広域まちづくり推進チーム(県/県内4市/JR西)」「駅まちデザイン勉強チーム(※①+JR西)」で構成。

広域まちづくり推進チームでは、「**広域立地適正化の方針**」の作成も視野



➤ 拠点連携型都市構造の実現に向けて

【背景】

- ・ 令和4年3月の基本方針策定から約4年を経過
- ・ 国において、都道府県が関与する「市町村を越えた広域連携の強力な推進」を推奨
- ・ 令和8年3月に「滋賀県地域交通計画」が策定予定
- ・ JR草津線活性化・複線化期成同盟会において、沿線まちづくり勉強会を設置予定

【課題】

- ・ 公共交通への議論が進む一方、拠点のあり方、拠点間連携の議論は進んでいない
- ・ 「主な拠点」間の連携を進める上で重要な機能や役割による拠点分類が進んでいない

【論点】

- ① 滋賀県都市計画基本方針の「主な拠点」について、役割や機能などを踏まえた分類を進めることについて
- ② 拠点連携型都市構造の推進、市町を越えた鉄道沿線の広域連携に向けて、滋賀県に期待する役割について